

古十廿五

日十廿五

(産品少)

海軍監總序

期日〇〇

二書更

第三回海軍監總序期日二日〇〇  
 監總序書ニ於テ同僚等迄ノ如キ總序ノ可クハ  
 本業以テ利用スル意味ヲ以テ常期ノ線ニテ  
 本出サ日ヨリ三月同僚ニテ如キ更セリ  
 為念 通書又

佐世傳方ニ於テ

一、二務方規則ヲ以テ先錄シテ分レテ各配係者及子ノ  
 來ニ際スルハ為メ休業シタル日數ヲ父母配係者ノ  
 場右リ七日以内ノ子ノ場左リ三日以内トアルハ  
 一親族同ノ業ニ限ルニ為メ大休業シタル日數ハ  
 昭示シ全範圍内ニ於テ隠レルコトニ改メラシメ  
 二、五務方規則ヲ以テ先ノ四ノ父母及配係者ノ次ニ  
 一茲ニ其家族ニ在ル子ノ進加セラレリ  
 三、海軍監總序規則ヲ以テ先分ニ項中偶發症病  
 ニ至ル際ニ檢査金ニ一書更年ニ至ラシメテ三日ヲ  
 起スル下ノ條ニトアルヲ削除セラシメ

(以上)